

【事業者向け】駒ヶ根市電気料金高騰対策事業者応援事業のご案内

1. 目的

駒ヶ根市では、エネルギーコスト高騰の影響を受けている市内中小事業者の皆さんの負担軽減と事業継続を支援するため、市内事業所で事業活動に要した電気使用量に応じて、以下の通り、応援金を交付します。

2. 交付対象者

次の（１）から（４）までの要件をすべて満たす市内中小事業者の方が対象です。

- （１）中小企業基本法第２条に規定する、市内に事業所（本店、支店、工場等）を有する法人または個人事業主 ※個人事業主は、市内に住民登録がある方。
- （２）令和７年４月使用分～令和７年９月使用分のうち、いずれかの月の電気使用量が1,500kwh以上であること。
- （３）申請日時点で創業後１年を経過しており、今後も事業継続の意思があること。
- （４）市税等の滞納がないこと。

3. 「交付対象者」に関する注意事項

次の①～⑧のいずれかに該当する方は、**対象外**となります。

- ①中小企業基本法の「会社」に該当しない次の事業者の方
社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）等
- ②みなし大企業
- ③学校法人、社会福祉法人が設置する学校、幼稚園、保育園
- ④国、地方公共団体の出資法人
- ⑤宗教法人、政治団体
- ⑥暴力団等に関与している方
- ⑦風営法に規定する性風俗関連特殊営業または接客業務受託営業を行う事業者
- ⑧令和７年度中に駒ヶ根市の他の物価高騰対策に係る補助金等の交付を受けている方

4. 応援金

応援金額 = 月電気使用量（kWh）× ２円 × ６ヶ月分（千円未満切り捨て）

※「月電気使用量」は、令和７年４月使用分～令和７年９月使用分のうち、いずれかの月の使用量を使用して算定してください。

※同一事業者に対する応援金の上限額は５０万円で、交付は一回限りです。

5. 申請期間

令和７年１０月１日（水）～令和７年１２月２６日（金）必着

6. 申請書類

以下の①～⑥の書類を商工観光課工業係へ提出（持参または郵送）してください。

	申請書類
①	駒ヶ根市電気料金高騰対策事業者応援金交付申請書（様式第1号）
②	誓約書兼同意書（様式第2号）
③	市内で営んでいる主たる事業の「業種」と、申請する事業所の「所在地」を示す書類 【書類例】法人：（例1）直近の確定申告書＋法人事業概況説明書 （例2）登記簿事項証明書等 個人：（例1）直近の確定申告書、（例2）所得税青色申告決算書、 （例3）営業許可証 など 【注 意】複数事業所を合算して申請する場合は、各事業所の所在地が分かること。
④	市内に住民登録があることを示す書類（個人事業主のみ） 【書類例】自動車運転免許証の写し など
⑤	申請根拠とした電気使用量及び電気料金を示す書類（市内事業所分） 【書類例】電力会社発行の「電気使用量のお知らせ」「電気使用量・電気料金実績表」、 「WEB 明細」の写し など 【注 意】応援金算定に使用した該当月分のみの提出で問題ありません。
⑥	応援金振込口座を確認できる書類 【書類例】通帳の写し など（当座の場合、金融機関や口座番号等がわかるもの） 【注 意】申請者と同一名義の口座とし、法人は代表者等の個人名義の口座不可。

7. 申請全般に関する注意事項

- ・本社が駒ヶ根市外の場合でも、駒ヶ根市内に事業所があれば申請可能です。ただし、対象となる電気使用量は、市内事業所分のみです。
- ・同一事業者で、市内に複数事業所がある場合、電気使用量の合算が可能です。
- ・事務所（店舗）等が自宅と兼ねている場合は、確定申告に事業費として計上する部分のみが対象となります。その場合の按分方法は、確定申告と同じ割合としてください。
- ・フランチャイズ契約等により、電気料金の取り扱いに別の定めがある場合は、市内店舗等において実際に負担する部分のみが対象となります。
- ・自家発電設備等で発電された電力量が含まれるときは、電力使用量から除いてください。
- ・その他、本事業の Q&A も併せてご確認ください。

8. 申請窓口・問い合わせ先

窓 口：駒ヶ根市役所 商工観光課 工業係（本庁舎 1 階）
受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日を除く）
住 所：〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号
電 話：0265-83-2111（内線 433）、 E-Mail：kogyo@city.komagane.lg.jp